

双葉町の特定計量器定期検査について

双葉郡双葉町における計量法の規定に基づく特定計量器定期検査は町域が特定復興再生区域の避難指示区域に指定されていたため、これまで計量器の所在場所のみで実施していました。

令和4年8月30日をもって同町に係る避難指示が解除されたため、今回（令和6年度実施分）より従前どおり集合検査と所在場所検査を併用して実施します。

集合検査の検査場所や日時については、計量検定所の Web サイトを御確認ください。

令和6年9月6日

福島県計量検定所

お問い合わせ先

福島県計量検定所 検定・検査課

TEL024-521-7656、7657